

○安曇野市教育長の職務代理者に関する規則

平成26年 月 日教育委員会規則第 号

安曇野市教育長の職務代理者に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき教育長の職務代理者に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務代理者)

第2条 教育長に事故あるとき又は欠けたときは、教育部長の職にある職員が教育長の職務を代理する。

2 教育長及び教育部長がともに事故あるとき又は欠けたときは、学校教育課長の職にある職員が教育長の職務を行う。

3 前項の場合において、学校教育課長も事故あるとき又は欠けたときは、課長の職にある上席の職員が教育長の職務を行う。

4 前項の席次は、その者の職務の級及び給料の号俸の順位によるものとし、職務の級及び給料の号俸が同じであるときは年齢の順による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。